

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 優先的に選考して入居させる者の要件を定める規定その他の規定中引用している条例の根拠条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。